

協議事項

協議第 9号	町名・字名の取扱いについて（再提案）	（協定項目第19号 - 2）
協議第13号	財産の取扱いについて	（協定項目第 5号）
協議第14号	特別職の身分の取扱いについて	（協定項目第12号）
協議第15号	条例・規則等の取扱いについて	（協定項目第13号）
協議第16号	事務組織及び機構の取扱いについて	（協定項目第14号）
協議第17号	一部事務組合等の取扱いについて（その1）	（協定項目第15号）
協議第18号	国民健康保険事業の取扱いについて	（協定項目第24号）
協議第19号	介護保険事業の取扱いについて	（協定項目第25号）
協議第20号	衛生事業の取扱いについて	（協定項目第30号）
協議第21号	環境対策事業の取扱いについて	（協定項目第40号）
協議第22号	社会福祉協議会の取扱いについて（その1）	（協定項目第49号）
協議第23号	学校教育事業の取扱いについて（その1）	（協定項目第46号）

平成15年12月25日

第6回大野郡5町2村合併協議会

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年12月25日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

町名・字名の取扱い

1. 町及び字の区域については、現行のとおりとする。
2. 住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。
3. 番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

財産の取扱いについて

5 町 2 村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努めるとともに基金の活用については、最少限にとどめ、必要な保有額の確保に努める。大野郡 5 町 2 村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

特別職の身分の取扱いについて

特別職の職員（市議会議員、農業委員会委員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のように調整する。

市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。

教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の人数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。

公平委員会については、新市において、設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。

審議会、委員会等の附属機関については、5 町 2 村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、原則として統合する。

1 町村ないし複数町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度のもとに調整する。

その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に設置する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等は、「条例・規則等の整備方針（案）」により次のとおり制定する。
5 町 2 村同一の条例・規則等は原則として現行のとおりとする。
類似、相違しているもの及び、1 町村又は複数町村に制定されているものについては、速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出
大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

事務組織及び機構の取扱いについて

(1) 新市における組織及び機構の調整方針 (案) は次のとおりとする。ただし、新市においては常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

〔新市行政組織・機構整備方針〕(案)

総括方針

新市における行政組織・機構は次により整備するものとする。

新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限に生かすため、出来る限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構

市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構

新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

個別方針

合併協定項目第 4 号「新市の事務所の位置について」の決定事項をふまえ、現在の 7 町村の庁舎を有効活用した事務組織及び機構とする。なお、具体的な事務組織・機構の編成については合併準備室 (仮称) で行う。

(2) その他の附属機関の取扱いについては

7 町村とも設置されているものについては、原則として統合する。

1 町村のみに設置されているものについては、法令に基づくものや地域の特殊事情等を考慮し合併までに調整する。

複数町村に設置されているものについては、新市において速やかに調整する。

委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

一部事務組合等の取扱いについて（その1）

一部事務組合等の取扱い（その1）について、次のとおり提出する。

平成 15 年 12 月 25 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

一部事務組合等の取扱いについて（その1）

一部事務組合等の取り扱い（その1）については、次のとおりとする。
大分県町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
大分県消防補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
大分県町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
大分県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
公平委員会については、新市において設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 15 年 12 月 25 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

国民健康保険事業の取扱いについて

税率については、新市において統一する。ただし、具体的な税率は、合併直前の医療費の動向及び急激な負担増加の緩和を考慮して調整する。

また、標準基礎課税総額の算定方式については、現行の四方式とする。

軽減制度については、現行のとおりとする。

(均等割、世帯割の 7 割、5 割、2 割)

納期については、新市において 10 期を基本に統一する。ただし、本算定実施時期については、7 月とする。

保険給付事業については、現行のとおりとする。

葬祭費については、新市において統一する。

財政調整基金については、新市に 3 カ年間の保険給付費（老人保健拠出金及び介護納付金を含む）の平均額の 5% 以上持ち寄ることとする。ただし、現存する基金については、保有に努めることとする。

高額療養費貸付については、現行のとおりとする。

保険証の交付月については、合併時に統一する。

国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 15 年 12 月 25 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

介護保険事業の取扱いについて

第 1 号被保険者の保険料については、新市において定める。ただし、第 2 期介護保険事業計画期間の保険料は、従前のおりとする。
普通徴収の納期については、国保税の納期と同一とする。
介護保険事業計画については、新市において新たに策定するものとする。ただし、第 2 期介護保険事業計画期間については旧町村の計画を調整し運用する。
介護認定審査会の設置及び運営は、合併時において新たに統一する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

衛生事業の取扱いについて

衛生事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年12月25日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

衛生事業の取扱いについて

し尿処理については、基本的に現行のとおりとする。
墓地等の経営許可等については、現行のとおりとする。
葬祭場については、合併時まで調整し新市において効率的な運営を図る。
狂犬病予防に関する業務については、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

環境対策事業の取扱いについて

ごみの分別・収集については、基本的に現行のとおりとする。
環境対策の各種制度等については、新たなものとして合併時までに調整する。
ただし、調整のできないものについては、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

社会福祉協議会の取扱いについて（その 1）

社会福祉協議会の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

社会福祉協議会の取扱いについて（その 1）

社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合に向けて調整に努める。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

学校教育事業の取扱いについて（その 1）

学校教育事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

学校教育事業の取扱いについて（その 1）

小学校や中学校の通学区域の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。
ただし、新市において通学区域の検討を行う。
学校給食の取扱いについては、次のとおりとする。

〔調理場の建設〕

調理場の建設については、著しく老朽化している調理場もあり、統合等も考慮しながら早急に検討する。

〔献立と給食費の調整〕

献立や給食費については、合併時まで調整する。

〔給食方式の統一〕

公会計を基本に調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会